

# ひとり親家庭子育てサポート事業 利用料助成

ひとり親家庭の方が、子育てサポート事業を利用された際の利用料を全額助成します！

## 助成対象事業

- ・ 放課後児童クラブ事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業



## 助成対象者

市内に住所があるひとり親家庭(母子・父子家庭、養育者家庭)の方のうち、児童扶養手当を受給している方 (全部支給停止の方は除きます。)

## 申請方法

4月から利用された分を年2回に分けて助成します。  
(保険料・交通費・おやつ代等は除きます。)

4月～9月の利用分は10月末まで

10月～翌年3月の利用分は翌年4月末まで こども課または地域振興課へ申請してください。

## 申請に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 児童扶養手当証書の写しまたは受給者を証明する書類の写し
- ・ 利用料の領収書または利用の明細と納付状況がわかる書類の写し
- ・ 印鑑(認印)

※申請書の様式は、砺波市役所こども課、庄川支所地域振興課にあります。(ホームページからダウンロード可)  
※詳しくは、こども課までお問い合わせください。

<問合せ先> 砺波市教育委員会こども課 TEL **0763-33-1111** (内線 **371**)